様式第1号

パブリックコメント実施要領

１　パブリックコメントを実施する計画の名称

二戸地区広域行政事務組合火災予防条例及び施行規則の一部改正（案）について

２　趣旨、目的

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するため、必要な規定を定める。

３　計画案の概要

　ア　公表の対象となる防火対象物

不特定多数の人が利用する建物や、病院・福祉施設など火災時に人的被害の発生危険が高いと予想される防火対象物

イ　公表の対象となる重大な消防法令違反

　 　消防法令に基づいて建物に設置が義務付けられた消防用設備のうち、次のいずれかが設置されていない場合です。

・屋内消火栓設備

・スプリンクラー設備

・自動火災報知設備

ウ　公表までの流れ

消防の立入検査により公表の対象となる重大な消防法令違反が認められ、その内容を関係者へ通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反内容が認められる場合に公表します。

エ　公表方法及び公表内容

　　 公表は、違反対象物の名称及び所在地並びに違反の内容等について、二戸地区広域行政事務組合のホームページに掲載する方法で行います。なお、違反が改善されたことを消防が確認した場合は、ホームページから公表内容を削除します。

４　計画案の周知方法

・二戸地区広域行政事務組合のホームページへの掲載

・二戸地区広域行政事務組合消防本部、二戸消防署及び各分署に備付け

５　計画案への意見募集

1. 意見の募集期間

　平成30年12月17日（月）から平成31年1月21日(月)

1. 意見の提出方法

　 　　 住所、氏名等を明記の上、提出期限までに次のいずれかの方法により提出してくだい。なお、電話での対応はできませんのでご了承ください。

1. 書面の持参(磁気ディスク等可)

二戸地区広域行政事務組合消防本部消防課へ直接お持ちください。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から17時15分まで）

1. 郵送の場合

〒028-5711 二戸市金田一字上田面300－2

二戸地区広域行政事務組合消防本部消防課　あて

1. ファクシミリの場合

番号　0195-26-8113　（消防課あてと記入してください。）

1. 電子メールの場合

メールアドレス nh-yobou01@fd-ninohe.jp

６　意見への回答

これらの個人情報は、厳正に管理し、他の目的に使用されるとはありません。また、 この意見書は、返却できませんので、ご了承ください。

７　問い合わせ

〒028-5722　二戸市金田一字上田面300－2

二戸地区広域行政事務組合消防本部消防課

電話：0195-26-8112／FAX：0195-26-8113

電子メール：nh-yobou01@fd-ninohe.jp